



31東経企発第33号
令和元年9月24日

東村山市使用料等審議会
会長 鈴木 豊 様

東村山市長
渡 部 尚

情報公開手数料改正について（諮問）

このことについて、下記のとおり貴審議会に諮問いたします。

記

1 諮問内容 情報公開手数料改正について

2 諮問理由 情報公開手数料は、東村山市情報公開条例の制度化に向けて平成10年8月19日に貴審議会に最初の諮問をし、諮問どおり手数料を設定すること（市民か否かを問わず、公開文書1件名につき100円。）が妥当との答申を頂きました。この答申を受けて、市民か否か事業者か否かに係わらず、公開をうける方からは公文書1件名1回につき100円の手数を徴収することを規定して、平成11年7月1日から東村山市情報公開条例は施行しました。そこから現在まで手数料の改定は行っておりません。

しかしながら条例の施行から20年が経過し、東京都が平成29年7月1日から公文書開示手数料を廃止したことや、多摩26市のうち情報公開手数料を市民についても有料と規定しているのは昭島市と当市のみとなっていること、さらに「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」の自治を進める基本原則として「市民との情報共有」をあげていることを踏まえると、情報公開制度の一層の推進のために手数料見直しが必要と考えます。

このたび、市民の市政への参加をより促進し、もって公正で開かれた市政運営を推進するため、「東村山市に在住・在勤・在学の方及び市内の事業者・団体等については公開手数料を無料」とする手数料改正をいたしたく、その是非についてご審議をお願いいたします。